八条第一項、第百四条第四項、第百七条第二項及び第三項、第百十一条第一項、第百十二条第一項の項及び第五十八条第三項、第七十七条第五項、第八十条、第八十二条第一項、第九十五条第六項、第百三条第二項、第百四条第五項、第百五条第三項、第百六条見出し及び第一項、第百七条第二項、第百十三条第一項、第百十四条第一項、第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第三項の項中「第七十七条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第十号の表第七十七条第七項の項中「第七十七条第七項」を「第七十七条第八項」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第四条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第二十四条第四項の項を削る。

附　則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○総務省令第八十二号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百四十七号）の施行に伴い、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の規定に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月六日

総務大臣　鈴木　淳司

○総務省令第八十三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月六日

総務大臣　鈴木　淳司

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（設置の許可の申請書の様式及び添付書類） **第四条**　［略］ ２　令第六条第二項の製造所等の位置、構造及び設備に関する図面は、次の事項を記載した図面とする。 ［一～三　略］	（設置の許可の申請書の様式及び添付書類） **第四条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～三　同上］

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成十二年自治省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条の二　令本則の表八の項の３の総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システム（以下この条において「情報提供等記録開示システム」という。）を使用する方法（戸籍電子証明書提供用識別符号の発行又は令本則の表八の項の６の除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合にあっては電子情報処理組織により自動的に特定した当該戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。）とする。	［新設］
第一条の三　［略］	**第一条の二**　［同上］
第一条の四　［略］	**第一条の三**　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。